

制 度 名	過疎地域自立促進交付金	主管課名	県北振興局 振興 G																						
		問合せ先	029-301-2715																						
目的・趣旨	過疎地域の自立促進を図るため、過疎市町が地域の実情に応じて主体的に取り組む事業に対し支援する。																								
<p>[対象団体] 過疎市町 (5 市町・10 地域)</p> <p>[対象事業] 過疎市町が過疎対策事業債を財源に実施する事業 ただし、道路、下水道等の公共事業を除く</p> <p>[補助要件等] (1) 過疎対策事業債の起債対象事業費のうち、起債額から交付税措置相当額 (7/10) を控除した額の 15/100 を限度とする額を交付することができる。 (2) 県施策連携事業として、県が別に定める事業を実施する場合は、起債額から交付税措置相当額(7/10)を控除した額の 30/100 を限度とする額を交付することができる。 (3) 交付金は、過疎対策事業債の起債年度 (事業実施年度) に交付し、当該事業に充当した過疎債の償還に充てるための基金積立等に充当するものとする。</p> <p>[対象経費] 過疎対策事業債の対象となる経費</p> <p>[補助限度額等] 1 過疎地域あたり 8 年間 (H25~H32 年度まで) の交付対象事業費を 160,000 千円に設定 (県施策連携事業については別枠で協議)</p> <p>[経費負担割合]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市町計画事業</td> <td>70%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 県施策連携事業</td> <td>70%</td> <td>30%</td> <td>0%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(交付税措置)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[30 年度当初予算額] 33,000 千円</p> <p>[30 年度補助対象団体] 5 団体</p> <p>[備考] ○対象団体 ・常陸太田市 (旧金砂郷町, 旧水府村, 旧里美村の区域) ・常陸大宮市 (旧御前山村, 旧山方町, 旧美和村, 旧緒川村の区域) ・城里町 (旧七会村の区域) ・利根町 ・大子町 ○29 年度事業実績 ・常陸太田市 : 公共交通関係事業 (公営バス運行事業等) 等 ・常陸大宮市 : 市内循環交通システム運行事業 等 ・城里町 : スクールバス運行事業 ・利根町 : 保健福祉センター大規模改造事業 ・大子町 : 救助工作車等購入経費</p>						区 分	国	県	市町村	その他	(1) 市町計画事業	70%	15%	15%	—	(2) 県施策連携事業	70%	30%	0%	—		(交付税措置)			
区 分	国	県	市町村	その他																					
(1) 市町計画事業	70%	15%	15%	—																					
(2) 県施策連携事業	70%	30%	0%	—																					
	(交付税措置)																								

